

に特化して運用上生じた問題や課題等を分析・整理することまでは実施していないことであった。

事前申込は、審査期間の大幅な短縮を実現させた一方、局としても初めて導入する手続である点からすると、導入初年度における事前審査と事前申込との比較検討にとどまらず、導入後の経過段階においても情報の収集・整理・分析を行うべきである。特に、事前申込は今後環境局の他の事業においても採用されていく可能性もあり、後進に役立つよう、導入後に生じた課題の有無やその発生頻度の分析、さらには生じた課題に対して各年度でどのように対応したのか等について整理した資料を作成し、情報整理を行うことが重要である。

(意見2-7) 事前申込の振り返りについて

事前申込に関しては、導入初年度となる令和5年度において、事前に交付申請、審査、交付決定を行う手続との比較は行っているものの、課題や改善点を整理・分析することは行われていなかった。また、令和6年度以降は、問題や課題が発生した際に随時対応しているものの、事前申込の振り返りの観点から、課題等の分析や整理は行っていない状況であった。

事前申込は、審査期間の大幅な短縮を実現させた制度であり、環境局としても初めて導入する手続である点からすると、導入後に生じた課題の有無やその発生頻度の分析、さらには生じた課題に対して各年度でどのように対応したのか等について情報整理を行うことは重要である。

したがって、事前申込について、年度ごとに申込件数、期限切件数、要件非該当件数、要件非該当内容、問合せ内容、課題、対応策などに関する情報について集計、整理及び分析した内容を記録として残すとともに、当該手続の運用の改善に役立てることを検討されたい。

(3) 不正事案への対応

ア 概要

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業では、省エネ性能に優れ、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、エコキュート、V2H（ピークアウトウホームシステム）、太陽光発電の設置に対して助成を行っている。

本事業に関し、令和7年6月、環境公社は公式ホームページにて「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業における手続代行者への措置等について」を掲出した。

内容は、同事業において、助成金の申請者から手続を代行した事業者3社が不正な手続（以下「本不正事案」という。）を行ったこと、当該事業者に対し手続

代行者及び施工事業者の対象外とする措置を行ったというものである。また、不正申請等について調査を進め、不正行為等が確認できた場合は、厳正に対処（助成金の返還、事案の公表、警察への告訴等）すると記載されている。

イ 監査の結果

(ア) 不正の概要

環境公社が確認している本不正事案の概要は以下のとおりである。

表B-2-2 不正事案の概要

項目	内容
不正が行われた事業	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
不正の手口	助成金申請の手続代行事業者として、実際の契約より高額な契約書を作成して申請を行った。
不正の実行時期	令和4年度～令和6年度

都提供資料より監査人作成

(イ) 不正への対応

本不正事案において調査対象となる交付申請の件数及び金額について担当者へヒアリングを実施したところ、件数は約2千件、金額は約20億円とのことであった。なお、この件数及び金額は、あくまで調査対象となる件数等であり、不正があった件数等ではない。

次に、本不正事案について、環境局及び環境公社がどのような対応を実施又は実施予定なのか担当者へヒアリングを実施したところ、原則として以下の流れで速やかに対応しているとのことであった。

- ①当該事案が不正であるかどうかを確認するための調査の実施
- ②調査の結果、不正の根拠書類を得た場合には不正を認定
- ③不正を行った者からの事情聴取、不正内容及び不正額の一覧の提出
- ④正規な証拠等に基づく助成金額確定のための再審査の実施（以下「再審査」という。）
- ⑤再審査の結果、既に交付している助成金のうち過大支給分の返還等の債権回収（以下「返還請求」という。）
- ⑥当該事業者以外への調査

担当者によると、監査時点では、①不正か否かの調査、②不正の認定、③不正を行った事業者への事情聴取等、⑥当該事業者以外への調査は完了していると

のことである。しかし、監査時点で本不正事案を局及び公社が認識してから約6か月経過しているものの、④再審査はいまだ途上であり、⑤返還請求については未請求であった。

また、再審査が途上である点については、不正実行者に期限を明示して証拠の提出を依頼しているものの、不正実行者の努力のみでは解決し得ない事情があり、公社でコントロールすることが難しく、結果的に再審査に時間を要しているとのことであった。

確かに、再審査は公社によるコントロールが難しいものの、都民への説明という観点からすると、本不正事案を認識してから約6か月経過しており、概要の公表までが長期化することは適当ではない。

最後に、本不正事案に関しては調査対象となる交付申請件数及び金額も大きく、また複数の事業者で不正が発覚していることから、局や公社のみでは対応が難しい面があると考ええる。そこで、不正対応に専門的な知見のある弁護士や会計士等を活用しているかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、都事業における政策課題について、法的的及び行政的な観点から具体的な解決策を提案することを専門的に行う総務局の担当部署や、行政分野に精通した弁護士に相談しているとのことであった。具体的には、法的的及び行政的な観点から、調査の手法、助成金の返還の考え方や請求、手続代行の停止・公表等を相談し、意見及び助言を得ているとのことであった。

しかし、不正対応に当たっては、行政的、法的観点のみならず、都民に対し早期に適切に説明責任を果たすことも重要であり、その観点を前提として調査内容、手法、範囲、再審査の終了時期、都民へ説明を行う適切なタイムリングや方法、早期に調査を終わらせるための調査体制の在り方、再発防止策等を検討し実施する必要がある。

また、不正対応に当たっては、外部専門家の専門的知見も多く蓄積されており、不正対応に知見のある外部専門家を活用することで、現状の対応の十分性や妥当性を確認し、より迅速に適切な対応を実施できる可能性がある。

(意見2-8) 外部専門家の活用について

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業において、助成金の申請者から手続を代行した事業者による不正が発覚した。

環境局及び環境公社が本不正を認識してから監査時点で約6か月経過しているものの、再審査がいまだ途上であるなど、本不正事案の対応が継続している状況にある。この点、不正実行者に期限を明示して証拠の提出を依頼しているものの、不正実行者の努力のみでは解決し得ない事情があり、公社によるコントロールが難しいとのことである。

しかし、不正実行者の当該事業に対する交付申請件数及び金額を踏まえると、対応次第では都民からの信頼に及ぼす影響も大きい。

ここで、本不正事案については、行政的、法的観点から助成金の返還の考え方や請求、手続代行の停止・公表等に関し、局は総務局の担当部署に、公社は外部弁護士にそれぞれ相談しており、可能な対応は既に実施しているとのことであった。

しかしながら、不正対応に当たっては、行政的、法的観点のみならず、都民に対し早期に説明責任を果たすことを念頭に置く必要がある。そして、その観点を前提として調査内容、手法、範囲、再審査の終了時期、都民へ説明を行う適切なタイムリングや方法、早期に調査を終わらせるための調査体制の在り方、再発防止策などを検討し、実施することが求められる。

この点、不正対応に関する知見を多く蓄積した外部専門家を活用することにより、現状の対応の十分性や妥当性を確認し、より迅速に適切な対応を実施できる可能性がある。

したがって、早期に、不正対応に知見のある専門家を活用することを検討されたい。

(ウ) 不正金額の助成事業者等への返還請求

不正が行われた場合、環境公社は既に交付済みの助成金を速やかに回収する必要がある。そこで、既交付分の助成金の回収状況について担当者へヒアリングを実施したところ、一定程度の件数及び金額を不正と認定しているものの、本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求は行われていなかった。

担当者によると、債権回収を確実に行うことが最優先であることは認識しているものの、1件ずつの回収は請求事務が煩雑であるため、本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求をしていないとのことであった。ただし、債権回収を早期に行うため、請求時まで不正と確定した案件だけでなく、調査中の案件全てを対象とし、まずは概算額による返還請求を行い、調査完了後に再精算することを検討しているとのことであった。

(意見2-9) 不正事業者への返還請求及び違約加算金の納付の請求について

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案に関し、環境公社が本不正を認識してから監査時点で約6か月経過しているにもかかわらず、本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求を行っていない。

したがって、早期に本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求を実施されることを検討されたい。

(エ) 不正事案を受けた再発防止策の策定
本不正事案を受け、どのような再発防止策を策定し実行しているかについて担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、対策の効果や周知の必要性に照らし、注意喚起等の短期的な対応や本事業の要綱の見直し等の中長期的な対応について実施したとのことであった。

一方、本不正事案から得られた知見を公社が実施する他の全ての事業にも生かすことも重要である。そこで、他の事業においても、本件不正と同様の手口を防止するような制度設計、要綱、申請手続となっていることを点検しているかについて確認したところ、現状は行っておらず、今後実施予定とのことであった。

(意見2-10) 不正事案を受けた再発防止策の策定について
環境公社は、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案を受け、再発防止の観点から注意喚起等の短期的な対応や本事業の要綱の見直し等の中長期的な対応について実施している。

一方、今後同様の不正を防止する観点からは、本不正事案から得られた知見を公社が実施する他の全ての事業で生かすことも重要である。

そのため、他の全ての事業においても、本件不正と同様の手口を防止できるように制度設計、要綱、申請手続となっているかを再点検し、必要に応じて変更を行うことを検討されたい。

(オ) 不正事案を受けた類似調査

本不正事案を受けて、不正を行った事業者以外の事業者が、同様の不正を行っていることをどのように確認しているかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、令和4年度から6年度まで全交付案件について、同様の手口による案件がないかを確認したとのことであった。また、不正抑止の観点からも調査を実施しており、今後も継続して実施することであった。

しかし、年間調査件数などの具体的な実施計画を定めていなかった。

(意見2-11) 不正事案を受けた類似調査について

環境公社は、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案を受け、令和4年度から令和6年度までの全交付案件について同様の手口がないかを調査し、既に完了している。加えて、同様の不正を防ぐための調査を実施しており、今後も継続して実施することとしている。

しかし、年間調査件数などの具体的な実施計画は定まっていない状況である。実施計画が不明確だと、関係者間での認識のズレが生じ、実施が遅れる可能性や適切な体制構築ができず、結果的に不正行為の早期発見や抑止が難しくなる可能性もある。

したがって、今後の不正を継続的に抑止する観点から、類似調査に当たっては、具体的な調査件数等を定めた上で計画的に実施されることを検討されたい。

(4) 不正事案の公表と対応記録の整理

ア 概要

旧家庭のゼロエミッション行動推進事業（令和6年9月以前）（以下「旧・東京ゼロエミッション事業」という）は、家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はLED照明器具への買替えを行った場合に、買替えを行った都民に対し、商品券などを送付する事業である。当該事業では、都民が自ら買替えを証する領収書等と共に、ポイント交換品として商品券などを申請する仕組みとなっている。

ここで、「旧・東京ゼロエミッション事業（令和6年9月以前）における申請無効化等について」（2025年2月18日、東京ゼロエミッション公式ホームページ）によると、偽造された申請書類を基に、36件（172台、3,911千円）の不正申請が行われていた。

なお、当該事業は環境公社が、環境局から出捐を受けた基金を原資として助成金を交付した運営事務局が事業を実施していた。

イ 調査の結果

(ア) 不正の公表

家庭のゼロエミッション行動推進事業における不正事案について、不正があったことは、当該事業の運営事務局が作成した東京ゼロエミッション公式ホームページに公表されていた。しかし、都のホームページには不正事案に係る公表がなかった。

そのため、不正事案を受け、都がどのように都民への説明責任を果たしているか、環境局の担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、以下の事由から、事業の公式ホームページで公表したとのことであった。

- ・当該事業は出捐事業であることから、事業の実施主体及び都民への窓口は運営事務局であり、他自治体等の不正事案においても、実施主体のホームページでの公表が通例であったこと

・東京ゼロエミポイント公式ホームページは、一般都民から見で東京都事業と認識されるものであるため、当該ホームページでの公表により、都としての説明責任を果たしていると考えられること

確かに、当事業に関心を持つ都民向けの公表は重要であるが、都民の税金を原資として拠出していることから、都は、当該事業に関心を持たない都民に向けた公表も重要である。

(意見 2-1-2) 不正が起こった際の都による公表について

家庭のゼロエミッション行動推進事業において、偽造された申請書類を基にゼロエミポイントの申請が行われるという不正事案が発生した。

本不正事案の概要について、運営事務局である東京ゼロエミポイント公式ホームページに公表されていた。しかし、都のホームページには不正事案があったことの公表はない。

事業の公式ホームページの閲覧者は、当事業に関心を持つ都民が主である。当該事業の原資は都民の税金であることから、都は当該事業に関心を持たない都民に対しても、不正概要を公表し説明責任を果たすことが求められる。

したがって、今後同様の事案が発生した場合は、都が都民に対し説明責任を果たすため、都のホームページにも、調査の段階に応じて可能な範囲で公表することを検討されたい。

(イ) 不正発生時の対応記録の整理及び活用

家庭のゼロエミッション行動推進事業における不正事案を受け、環境局の内部でどのように報告書を作成し、今後の事業運営に活用していくのかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、本件不正事案について、事業実施主体である環境公社又は運営事務局から受けた報告は適時に記録しているものの、不正の概要から今後の方針までを網羅的にまとめた資料は監査時点においては作成しておらず、今後引継資料を作成予定とのことであった。

(意見 2-1-3) 不正発生時の対応記録の整理及び活用について

家庭のゼロエミッション行動推進事業において、偽造された申請書類を基にゼロエミポイントの申請が行われるという不正事案が発生した。

環境局では、本不正事案について、環境公社又は運営事務局から受けた報告を適時に記録していたものの、監査時点においては、不正の概要から今後の方針までを網羅的にまとめた資料は作成していなかった。

本不正事案により得られた知見を蓄積し、今後の事業検討や同様の不正事案が起こった際にその知見を生かすことができるようにするために、本件概要を網羅的にとりまとめ、引き継いでいくことは有用である。

また、本不正事案については、運営事務局から報告書を求め、当該報告書を基に整理を進めることも網羅性や理解の適切性を担保する上で有用であった可能性がある。

したがって、必要に応じて運営事務局の協力も得つつ、本不正事案の概要を網羅的にとりまとめ、引き継ぎのための資料を早期に作成することを検討されたい。

(5) 家庭のゼロエミッション行動推進事業の省エネ効果

ア 概要

家庭のゼロエミッション行動推進事業は、家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はLED照明器具への買替えを行った場合に、東京ゼロエミポイントを付与する事業である。なお、ポイント数や付与方法は、令和6年10月以降の購入分から変更されている。

当該事業では、消費電力の大きい冷蔵庫やエアコンについて、製造から15年以上経過した製品を買替える場合、買替支援を強化するため、通常のポイントに11,000 から 47,000 ポイントが上乘せされる。エアコンの対象製品及びポイント数は以下のとおりである。

表B-2-23 エアコンの対象機器ごとのポイント数及び要件

対象製品	冷房能力	ポイント数	
		通常買替	長期使用家電からの買替
多段階評価ポイントが 2.0 以上 2.9 以下又は通年エネルギー消費効率 (APF (JIS C9612:2013)) が 5.8 以上 6.5 以下 (目標年度 2027 年度又は 2029 年度)	2.4kW 未満	9,000	20,000
	2.4kW 以上	10,000	30,000
	3.6kW 未満	23,000	40,000
	3.6kW 以上	23,000	50,000
	2.4kW 未満	15,000	50,000
	2.4kW 以上	18,000	60,000
多段階評価ポイントが 3.0 以上又は APF が 6.6 以上 (目標年度 2027 年度又は 2029 年度)	3.6kW 未満	23,000	70,000
	3.6kW 以上	23,000	70,000

都提供資料より監査人作成

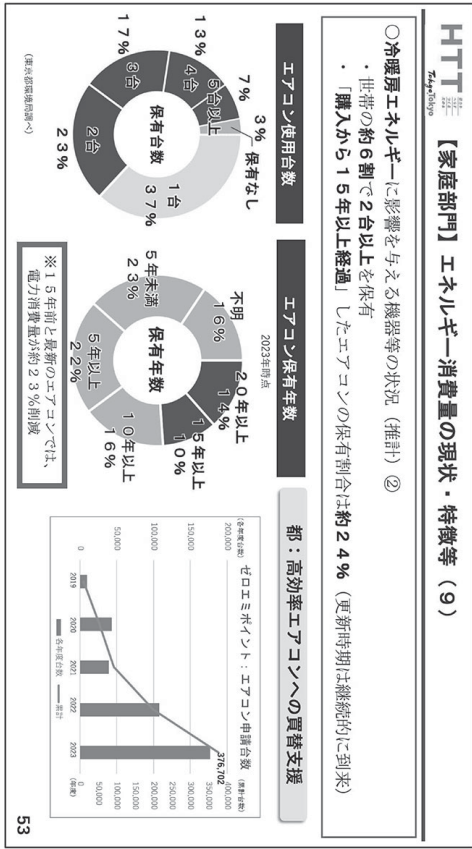
1 監査の結果

家庭のゼロエミッション行動推進事業は、長期使用家電の買替えに対してポイント数を上乘せしているため、エアコンに係る上乘せの根拠について担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、一般的に、汚れ等による熱交換効率の低下、パッキン類の劣化等により機器の効率の低下が起こる。民間調査でも、「エアコンの消費電力は購入後1年を経過する頃から増加し、5年後には新品購入時のおよそ20～30%増加、更に10年以上経過すると50%以上増加し、一定年数を超えるとその増加率は急激に上昇する」とされていることであった。

一方、監査人が確認したところ、東京都環境審議会第54回企画政策部会（令和6年8月26日）の資料では、「15年前と最新のエアコンでは電力消費量が約23%削減」と記載されていた。

図B-2-2-1 東京都環境審議会第54回企画政策部会 資料1



ここで、担当者に「23%」の根拠を確認したところ、省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゆうさん」(https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusuan/)において、以下の条件により計算しており、あくまで買替えにおける削減効果の一例として示したものであることであった。

<比較条件>

- ・かんたん比較→エアコン
- ・比較元
購入年：2008年、冷房能力：2.8kW、メーカー/型番：わからない、
備考：平均値
- ・比較先
冷房能力：2.8kW、メーカー：日立、型番：RAS-X28R（一般地使用）、
備考：2023年下期発売、Premiumモデル

<比較結果>
年間消費電力量：946kWh⇒725kWh、△23%

当該比較では、比較元はメーカー及び型番を指定せず、購入年と冷房能力に該当する製品の平均年間消費電力量を基に算出している。一方、比較先は、特定メーカーの最上位機種となっている。

しかし、最新エアコンの電力消費量が15年前の製品より減少していることを示すのであれば、比較先は比較元と同様に平均値で算出することが妥当である。監査人が「しんきゆうさん」で同条件（購入年：2023年、冷房能力：2.8kW）に該当する製品の平均年間消費電力量を算出したところ、869kWhとなった。この結果、2008年購入のエアコン946kWhに対し、2023年購入のエアコン869kWhであり、削減率は8%であった。

比較先を平均値にした場合は8%、最上位機種にした場合では23%と乖離が生じている。

ここで、担当者によると、比較先を最上位機種にした理由は、当該事業では高効率機器に更なるポイントの上乘せを実施し、最上位機種への買替えを促すことを目的としているため、とのことである。

だが、資料上、算定根拠についての説明はなく、エアコン保有年数を示した図の下に15年前のエアコンと最新のエアコンの電力消費量の比較を記載していることから、比較先は比較元と同様に平均値であるとの誤解を招きかねない。また、最上位機種の比較だけでなく、比較先を平均値とした場合の数値を同時に記載したほうが、より中立的な議論を促すことができると考える。

なお、「23%削減」が示された東京都環境審議会第54回企画政策部会（令和6年8月26日実施）は、委員から当事業における効果が限定的になっていないかどうかの質問があった第55回東京都環境審議会（令和6年8月1日実施）の約1か月後に開催されており、買替え時の効果に関する数値は関心をもちて見られる参照値である。

(意見 2-14) 家庭のゼロエミッション行動推進事業の省エネ効果の記載について

家庭のゼロエミッション行動推進事業では、令和6年10月1日以降の購入分について、製造から15年以上経過したエアコンを買い替える場合、通常付与される東京ゼロエミッションに、更にポイントを上乗せしている。また、高効率機器には更なる上乗せを行っている。

買替えによる省エネ効果は、東京都環境審議会第54回企画政策部会にて、エアコンの保有年数、及び15年前と最新のエアコンでは電力消費量が約23%削減される旨の記載と説明があった。

しかし、この「23%削減」は、2008年発売製品の平均年間消費電力量と2023年発売の最上位機種を比較した数値であり、2023年発売の製品の平均年間消費電力量で比較したのではない。監査人が2023年発売の製品の平均年間消費電力量で比較した削減率は、8%にとどまっていた。

最上位機種との比較であれば、算定根拠を説明すべきである。また、最上位機種と比較だけでなく、比較先を平均値とした場合の数値を同時に記載した方が、より中立的な議論を促すことができると考える。

算定条件を明示せずに最上位機種の買替え効果のみを記載し説明することは、試算された効果について誤解を招くおそれがある。

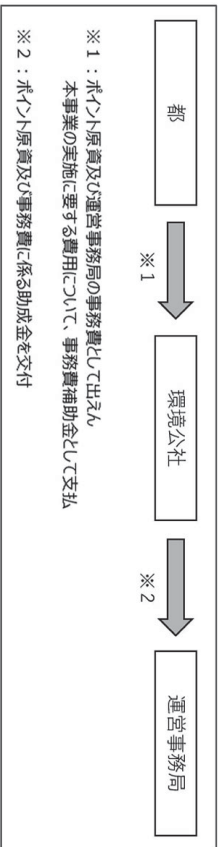
したがって、環境審議会等の説明資料については、算定根拠を適切に表示するとともに、前提条件を揃えた数値を示すことを検討されたい。

(6) 家庭のゼロエミッション行動推進事業の運営

ア 概要

家庭のゼロエミッション行動推進事業では、家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱 (以下「実施要綱」という。) 第5の規定に基づき、以下の実施体制を取っている。

図 B-2-2-2 家庭のゼロエミッション行動推進事業の実施体制



実施要綱より監査人作成

また、環境公社は家庭のゼロエミッション行動推進事業に係る助成金交付要綱 (以下「交付要綱」という。) に基づき、運営事務局に助成金を交付しており、第4条10号には、事業効果の検証について以下のとおり記載がある。

なお、家庭のゼロエミッション行動推進事業は令和6年10月に制度改正が行われているが、それ以前の旧家庭のゼロエミッション行動推進事業における交付要綱についても同様の記載がある。

家庭のゼロエミッション行動推進事業に係る助成金交付要綱

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業 (以下「助成対象事業」という。) は、次に定める手続きによって実施する事業とする。

十 事業効果の検証

本事業に関する基礎データを適時整理し、分析の上、本事業の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減効果等を測定する。また、対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民に対し、アンケート調査を実施し、解析すること。

なお、公社の求めに応じて、効果測定結果の報告を行うこと。

(中略)

十三 公社への報告

イ 事業の実施に疑義が生じたとき又は事業の実施に支障が生じたときは、遅滞なく公社に報告を行うこと。

ロ 公社の随時の求めに応じて、事業の実施状況を報告すること。

ハ 一か月間の実施状況をまとめ、翌月15日までに以下の事項を公社に報告すること。また、年度末においては、月の報告と合わせ当該年度の報告を3月31日までに実施すること。

- (1) 当該期間に新たに付与されたポイント数及び累計ポイント数
- (2) ポイントが付与された対象家電等の品目、容量ごとの件数、LED照明器具取替え作業の件数
- (3) 当該期間に新たに申請された調査費用の件数と累計件数
- (4) 事業の広報の状況
- (5) コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容とその対応
- (6) 情報セキュリティ対策の状況
- (7) 事業の実施を通じて抽出された課題

(8) その他事業の実施に当たつての特記事項
 二 合併等その他本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事態が生じたときは、速やかに会社に報告する。

イ 監査の結果

交付要綱第4条に基づき、運営事務局が実施した事業効果の検証を環境公社がどのように活用しているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施した。

担当者によると、助成開始後に一度事業効果検証の報告を受けているが、その後数年間は、交付要綱第4条第10号に基づく報告を求めている。しかし、第4条第13号の公社への報告に基づき、実施状況の定期的な報告を受けており、報告に併せて都民等からの要望や問合せ状況の報告を受けていることから、第4条第10号の事業効果の検証については実施されていることであつた。

また、運営事務局がアンケート調査を実施しなくとも、運営事務局に都民からの意見が日々集まつており、アンケート調査実施の必要性を現時点では認識していないとのことであつた。

しかし、交付要綱第4条第13号に基づく公社への報告事項には、事業効果の検証は含まれていない。また、第4条第10号における「本事業に関する基礎データを適時整理し、分析の上、本事業の実施によるエネルギー消費量及びCO₂排出量の削減効果等を測定する。また、対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民に対し、アンケート調査を実施し、解析すること。」という規定について「必要に応じて」等の留保条件は付されていない。

(指摘2-1) 家庭のゼロエミッション行動推進事業における事業効果の検証について

環境公社は、家庭のゼロエミッション行動推進事業に係る助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、家庭のゼロエミッション行動推進事業の運営事務局に対して助成金を交付している。

交付要綱第4条第10号では、運営事務局に対し、事業効果の検証及び公社の求めによる報告を定めているが、公社は、助成開始後に一度事業効果検証の報告を受けているが、その後数年間は報告を求めているなかつた。

この点について、担当者によると、交付要綱第4条第13号に基づき、実施状況の定期的な報告を受けており、報告に併せて都民等からの要望や問合せ状況の報告を受けていることであつた。また、第4条第10号で求めているアンケート調査については、運営事務局に都民からの意見が日々集まつているため、殊更実施していないとのことであつた。

しかし、交付要綱第4条第13号の公社への報告に記載されている報告事項には、事業効果の検証は含まれていない。

さらに、交付要綱の当該記載は、旧家庭のゼロエミッション行動推進事業のときから現在まで存在しており、助成開始後に一度事業効果検証の報告を受けているが、その後数年以上経過しているにもかかわらず、報告を求めていることは適当ではない。特に、当事業は予算規模も大きく、家庭部門のエネルギー消費量を迅速に抑える必要があることを鑑みれば、効果測定の実施と報告を定期的な求め、結果を今後の施策検討に生かすことは非常に有意義である。

したがって、今後は交付要綱第4条第10号に基づく効果測定結果の報告を定期的に求め、今後の施策検討に生かすことを実施されたい。

(7) 次世代タクシーの導入促進事業及び電気自動車等の普及促進事業(個人向け)

ア 概要

次世代タクシーの導入促進事業は、EV・PHEVタクシー及び環境性能が高いユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入促進を図るため、これらを購入する一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する事業であり、最終的にはCO₂排出量削減に寄与することを目的としている。

助成額は以下のとおりであり、中小規模事業者(中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて使用台数200台未満の事業者)は、助成率や上限額が上乘せされる。

表B-2-2-4 次世代タクシーの導入促進事業の概要

助成対象	目的	事業概要
タクシー事業者等	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車タクシーの普及促進	[制度開始] 平成28年度 [対 象] 電気自動車のタクシーの導入 [助 成 率] 車両本体価格の1/4 [限 度 額] 1,000千円 ただし、中小規模事業者は助成率1/2、限度額1,600千円 (国補助金併用の場合助成率1/4、上限額600千円) [対 象] プラグインハイブリッド自動車のタクシーの導入 [助 成 率] 車両本体価格の1/5 [限 度 額] 1,000千円(国補助金併用の場合600千円) ただし、中小規模事業者は助成率2/5、限度額1,600千円 (国補助金併用の場合助成率1/5、上限額600千円)

<p>環境性能が高くて車いすのままでも乗降できる誰もが利用しやすいUDタクシーの普及促進</p>	<p>〔制度開始〕平成28年度 〔対象〕電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニットナンバーがインタクシー認定要領に基づき認定されたタクシー又はスロープ若しくはリフトを初度登録時に装備した福祉タクシーの導入 〔助成要件〕1台につき2名以上のユニバーサルドライバー研修を受講していること等 〔助成額〕レベル1※：600千円(国補助金併用の場合400千円)レベル1※：400千円(国補助金併用の場合270千円) ただし、中小規模事業者はレベル1：1,000千円(国補助金併用の場合400千円)レベル1：670千円(国補助金併用の場合270千円) ※レベル1及びレベル1※：標準仕様ユニットナンバーがインタクシー認定要領に基づき認定レベル1及び認定レベル1と認定された車両</p>
--	--

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

また、電気自動車等の普及促進事業(個人向け)は、電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)等の購入を助成する事業であり、最終的にはCO₂排出量削減に寄与することを目的としている。助成額は以下のとおりとなっている。

表B-2-25 電気自動車等の普及促進事業(個人向け)の概要

助成対象	助成額	条件
電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	①基本助成額 給電機能有：20万円 給電機能無：10万円 ②自動車メーカー別の上乗せ助成額：最大+40万円 ③再エネ電力導入による上乗せ助成額 再エネ100%電力メニューの契約時：+15万円 又は 太陽光発電システムの設置時：(EV) +30万円 (PHEV) +15万円	使用の本拠が都内にあること等
④充電設備(V2H)導入による上乗せ助成額：+10万円		
⑤高規格車両(取扱840万円以上)における助成額①～④の合計額に0.8を乗じた額		
EV・PHEV用外部給電器	購入額の2分の1(上限額40万円)	EV・PHEVの所有者であり、主に都内で使用されること等

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) タクシー車両使用台数の確認

次世代タクシーの導入促進事業は、購入した車両の種類及び本体価格、中小規模事業者か否かにより事業者の受け取る助成金額が決まることから、どのような資料を事業者から入手しているかについて、担当者へヒアリングを実施した。担当者によると、購入した車両の種類及び本体価格については、車両登録証や車両販売会社からの請求書等の外部証憑を入手することにより確認をしていることであった。

一方、中小規模事業者か否かについては、申請書のタクシー車両使用台数の記載により確認をしており、証憑は徴収していないとのことであった。理由は、事業者の事務負担を考慮していること、申請時に事業者から誓約書を徴収し事実に基づき申請であることを確認していること、虚偽申請等不正事由が発覚したときは交付決定の取消しができるためとのことであった。

しかし、助成金額が異なる以上、当然金額に係る点については、申請の段階でしかるべき書類を求めらるべきであると考えられる。また、申請者の自己申告のみに頼ることは、車両使用台数を故意に少なく申請するといった不正行為を誘発するリスクを高める可能性もある。

この点については、申請の段階で、国土交通省宛に提出される事業計画認可申請書の写しの添付を求めることなどにより、事実確認を行うことは可能であるとのことであった。

なお、当該書類は認可時だけでなく、車両の追加、廃棄等の変更時にも提出するものであることから、事業者の使用する事業用自動車の最新の台数が確認できるものとなっている。

(意見2-1-5) タクシー車両使用台数の確認について

次世代タクシーの導入促進事業では、車両使用台数によって助成金額が最大60万円程度異なる、申請者にとって重要な違いとなる。

この点について、現行の申請プロセスにおける使用台数の確認は、申請者が単に使用台数を書類に記載するだけの形式となっている。しかし、助成金額が異なる以上、使用台数の確認については、申請の段階でしかるべき書類を求めらるべきである。現在は申請に当たり事業者から誓約書を徴収することによって虚偽申請等不正事由の抑止を図っているとのことであるが、申請者の自己申告のみに頼ることとは、車両使用台数を故意に少なく申請するといった不正行為を誘発するリスクを高める可能性もある。

確実性を担保しつつ、申請書類が増えることによる事業者の負担を考慮するという点においては、例えば、全てのタクシー事業者が国土交通省に提出する義

務を負う事業計画認可申請書の写し等を証拠書類として求めることで、事業者の負担を極力少なくすることも可能である。
したがって、事業者の使用するタクシー車両が 200 台未満であるか否かを確認するために、申請時には事業計画認可申請書の写し等、申請者に対し証拠となる資料の提出を求めることを検討されたい。

(イ) 車両の処分又は移転の承認

次世代タクシーの導入促進事業では、同事業助成金交付要綱第 23 条によると、助成金を交付された事業者（被交付者）は、規定の処分制限期間内に車両を処分又は移転する場合、あらかじめ環境公社の承認（取得財産等処分承認申請書の提出）が必要と定められている。

(処分の制限)

第 23 条 被交付者は、取得財産を処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供すること。以下同じ。）又は移転（都外への住所変更及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更をいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第 4 の左欄に掲げる取得財産等ごとに当該右欄に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認 申請書（第 7 号様式）を公社に提出しなければならない。

同様に、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、同事業助成金交付要綱第 17 条によると、助成金を交付された者（被交付者）は、規定の処分制限期間内に車両を処分、移転、自動車検査証上の自家用・事業用の別を変更するときは、あらかじめ公社の承認（取得財産等処分承認申請書の提出）が必要と定められている。

(処分の制限)

第 17 条 被交付者は、取得財産（助成事業により取得し、又は効用を増加した財産。以下同じ。）を処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること。以下同じ。）若しくは移転（都外への住所変更及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更をいう。以下同じ。）し、又は自動車検査証上の自家用・事業用の別を変更しようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第 5 に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 7 号様式）を公社に提出しなければならない。

この点、実際は処分又は移転されているにもかかわらず、取得財産等処分承認申請書の提出がされないことを防ぐためにどのような対策をとっているかについて、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、いずれの事業においても交付決定通知書の別紙において、要綱の取得財産の処分に係る規定を記載することにより、処分制限期間内に該当する事象があった場合にはあらかじめ公社の承認を得る必要があること、返還金を納付することを通知しているとのことであった。あわせて、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、下取り車が電気自動車等であった場合、それが過去に助成金を受けた車両か否かを審査の過程で確認しているとのことであった。

しかし、いずれも自己申告を前提としたものに過ぎず、承認なく処分又は移転していることを発見する手段としては十分ではない。承認を受けずに取得財産を処分又は移転をしていないかを発見するためには、自己申告に頼らず、公社がより主体的・能動的な対策を実施する必要がある。

この点について、次世代タクシーの導入促進事業では、タクシー事業者は毎年車検を受ける必要があることから、例えば車検証の写しを徴取した上で、任意で立入検査をすることで処分又は移転をしていないことを確認することは可能であるとのことであった。また、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）においても、同事業助成金交付要綱第 19 条第 1 項に基づき、車検証や実際に使用している写真の提出を求める、申請者の住所等現地の状況を確認するといったことも可能であるとのことであった。

(意見 2—16) 車両の処分又は移転の未承認防止策について

次世代タクシーの導入促進事業及び電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、交付要綱において、助成金を交付された事業者等（被交付者）は、処分制限期間内に取得した車両を処分又は移転する場合、あらかじめ環境公社の承認を必要とすることが定められている。

この点について、同事業の交付決定通知書の別紙において、要綱の取得財産の処分に係る規定を記載することにより、処分制限期間内に該当する事象があった場合にはあらかじめ公社の承認を得る必要があること、返還金を納付することを通知している。あわせて、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、下取り車が電気自動車等であった場合、それが過去に助成金を受けた車両ではないかを審査の過程で確認するという対応を取っている。